

# 名護市自転車活用推進計画策定業務仕様書

## 1 業務名

名護市自転車活用推進計画策定業務

## 2 業務の目的

平成 29 年 5 月に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを基本理念として、自転車活用推進法が制定され、平成 30 年 6 月に自転車活用推進計画が閣議決定されている。同法の中で、都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされており、これに基づき本市では、市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、本市を訪れるサイクリストや一般観光客、市民に対して自転車を活用した魅力あるまちづくりを図る施策を推進するための「名護市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という）を策定する。

## 3 業務期間

契約締結日～令和 2 年 3 月 19 日（木）

## 4 業務内容

### （1）本計画の位置付けの整理

国、県の策定した自転車活用推進計画、本市が策定した名護市自転車ネットワーク基盤整備調査報告書（平成 24 年）、その他本市が策定した総合計画、都市計画マスタープラン、交通、観光、健康関連の計画等について整理し本計画と整合が図られるようにすること。

### （2）本計画の区域設定

本計画を策定するにあたり、下記の 3 地域に区分し整理すること。

- ①久志地区（久志～天仁屋区）
- ②羽地・屋我地地区（源河～屋我区）
- ③名護・屋部地区（喜瀬～安和区）

### （3）自転車を取り巻く現状及び課題の整理

国、県、北部近隣市町村、本市の自転車を取り巻く現状（交通基盤、交通特性、道路環境、地勢、施設立地等について）と課題に関する現況調査を実施すること。

### （4）自転車利用に関する調査

本市を訪れるサイクリストの属性やニーズ、市民の自転車利用に関する意識などアンケート調査等を実施するとともに、先進地事例調査、県内、市内のサイクルショップ、自転車関連の協会、NPO、警察、教育委員会、団体等へヒアリング調査を行い結果の取りまとめ分析を行うこと。

#### (5) 施策及び目標の検討

短・中期的（1～5年）な措置の検討、課題を解決するために必要な施策や具体的な措置や長期的（10年）な展望を視野に入れた実施すべき施策を短・中・長期的な視点から検討し整理すること。

参考例：国の自転車活用推進計画における自転車の活用推進に関する目標より

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成（自転車ネットワーク計画を含む）

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

#### (6) 検討会の運営支援

本業務では、学識経験者、道路管理者（国道、県道、市道）、警察、教育委員会、学校関係者、交通事業者等で構成される「名護市自転車まちづくり検討会(仮称)」(3回予定)の開催に際し、専門的立場から情報提供等により、その運営を支援しながら本計画策定を進め、意見のとりまとめを行うこと。

#### (7) パブリックコメントの支援

本計画の原案に対するパブリックコメントを実施するための関連資料等の作成支援並びに意見結果のとりまとめ及び計画案に対する意見結果の資料の作成を支援すること。

#### (8) 計画案の作成

名護市自転車まちづくり検討会(仮称)及びパブリックコメントの意見や助言を踏まえ、本計画案を作成すると。

### 5 報告及び成果品等の提出

本業務完了時には、次のドキュメント類を整備して市へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書 (A4) 2部
- (2) 名護市自転車活用推進計画書(A4) 20部
- (3) 名護市自転車活用推進計画書概要書(A4又はA3) 50部
- (4) 上記成果物に係る電子媒体 (PDF及びWord形式)
- (5) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (6) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD

※提出ドキュメントについては、業務を遂行していく中で変更が生じる場合がある。

### 6 打ち合わせ協議及び中間報告

- (1) 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを実施する。
- (2) 実施状況については、定期的に報告するとともに、10月中をめどに中間報告をす

ること。

## 7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、名護市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は名護市商工観光局と協議すること。